

<<目次>>

- 第8回通常総会 開催報告
- 通常総会記念シンポジウム「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。」開催報告
- 適格消費者団体のホームページより（5月19日～6月29日）

第8回通常総会 開催報告

消費者機構日本は、第8回通常総会を6月2日に開催いたしました。総会では、2011年度の事業報告・決算ならびに定款の一部変更をご承認いただくとともに、任期満了にともなう役員改選を行いました。

第8回通常総会の開催概要は以下のとおりです。

□ **日時** 2012年6月2日（土） 13時00分から14時30分

□ **場所** 東京都千代田麹町5-1 弘済会館 4階 蘭

□ **参加者(採決時)**

実出席表決権数 52

委任状出席 6

書面表決者 66

出席表決権総数 124

(表決権総数 148 の過半数を超え、総会は成立しました)

□ **議題**

<<審議事項>>

第1号議案 2011年度事業報告承認の件

第2号議案 2011年度決算承認の件

第3号議案 定款の一部変更の件

第4号議案 役員選任の件

<<報告事項>>

1. 2012年度事業計画

2. 2012年度予算

□ **議事次第**

総会は、冒頭に狩野拓夫副理事長が12時55分現在の出席状況（表決権総数148個のうち出席表決権総数が104個）を報告、総会の成立と開会を宣言し、定款第30条に基づく議長発議を行い、芳賀唯史理事長が議長に就任しました。

続いて、青山 侑会長が下記概要の挨拶を行い、定款第 34 条に基づく議事録署名人として個人正会員の玉本雅子氏が承認され、議事に入りました。なお、議事は、第 1 号議案から第 4 号議案までを一括提案し、議案ごとの質疑⇒議案ごとの採決⇒報告事項についての報告と質疑の順で進行しました。

【青山 侑会長の挨拶要旨】



開会挨拶をする青山 侑会長

消費者機構日本は、2011 年度、2 件の差止請求訴訟に対応し、事業者への改善要請等についても 9 件の事案公表を行った。ある意味、差止請求に関連する活動は定着してきたと言えるが、とりまく状況や内部の財政基盤等は依然として大きな課題を抱えたままである。制度的には、消費者契約法を実質化するための集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の国会審議が今もって開始されておらず、一方、我々の活動は多くの専門家のボランティア的な奉仕で支えられ、財政基盤も構成団体や個人会員の拠出でようやく支えられている現実がある。我が国でも、寄付税制はようやく国際

的スタンダードに近づき、東日本大震災で寄付文化が定着したといわれているが、消費者機構日本のような社会活動にたいする寄付は広がっておらず、この分野の活動にはもっと公的部門からの支援が必要だ。にもかかわらず、逆に公的部門の支援が後退するような動きも見られる。消費者機構日本は、よってたつ消費者契約法等に基づく差止請求活動を地道に展開していく一方で、状況を改善するための市民活動も同時に展開していかなければならない。皆さんには、今までもたいへんご協力をいただいていたが、これからも協力し合って状況を改善する取り組みを進めていきたいので、引き続きよろしくお願ひしたい。

1. 議案の提案

磯辺浩一専務理事より、資料に基づき、以下の提案が行われました。

(1)第1号議案 2011 年度事業報告承認の件

2011 年度は、消費者機構日本として第 2 号の差止請求訴訟を提起するとともに、9 件の事案公表を行いました。2011 年度に是正され、終了した事案は 6 件となり、設立以来の累計では、68 件の申入れ等を実施し、44 件で是正され、被害を未然に防止した金額は年間 1 億 3 千万円を超えたと推計されます。

また、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の検討に参加し、政策提言等を行うとともに、制度の早期創設を求める世論形成の取り組みを進め、併せて、制度を活用するための消費者機構日本の業務内容と体制についても、検討を開始しました。

～この後、2011 年度の課題ごとの進捗状況について報告をしましたが、詳細は割愛します～



議長に就任した芳賀理事長と議案報告をする磯辺専務理事

(2)第2号議案 2011 年度決算承認の件

経常収入全体は、前年比 105% (約 820 千円増)、計画比 98% (約 274 千円減) の執行となりました。その内、会費収入は、協力会員増による貢献で前年比 101% (計画比 101%) と微増で、寄付収入は、前年比 298% (約 871 千円増) と大きく増加しましたが、計画比では約 389 千円減 (計画比 77%) に止まりました。寄付収入 1,311 千円のうち、1,111 千円が消費者支援基金からの差止請求訴訟への

助成金です。

経常支出全体は、前年比 91%（約 1,606 千円）、計画比 90%（約 1,818 千円）の執行となりました。その内、事業費配賦前の実績で、事業費は前年比 103%、計画比 83%です。差異要因は、差止請求訴訟の提起を 2 件予定していましたが、2011 年度中に提訴に至った案件が 1 件であったこと、第 5 ワーキンググループを新設したこと等にあります。管理費は前年比 88%、計画比 92%です。事務人件費が前年比 88%（約 1,063 千円減）、計画比 95%（約 435 千円減）と縮減しました。

以上の結果、経常収支差額は、昨年度の赤字から一転し、1,554,860 円の黒字となりました。

第 1 号議案、第 2 号議案提案の後、稲村 厚監事より、理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われました。

(3)第3号議案 定款の一部変更の件

総会運営を明確化するため、並びに「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正 NPO 法」という）の施行に伴う措置として、以下の定款一部変更を実施したい。

- 議長の委任を含めた議決権行使を明確にするため、可否同数の場合の議長のキャスティングボート権を規定している定款第 32 条第 3 項後段を削除する。
- 改正 NPO 法により、所轄庁が内閣府から東京都に変更され、従たる事務所を設置しておく必要がなくなったため、関連規定（定款第 2 条第 2 項）を削除する。
- 改正 NPO 法で、収支計算書が活動計算書に変更されたため、収支計算書に関連する規定（定款第 27 条第 1 項 4 号、定款第 36 第 1 項第 1 号、定款第 55 条、定款第 56 条第 1 項）を適正な表記に変更する。
- 改正 NPO 法の定款変更時の届出のみで足りる事項の規定変更に伴い、定款第 60 条を法規定に則して変更する。
- 改正 NPO 法で、定款変更は所轄庁の認証を得なければ効力を発しないことから、附則に規定する改正定款の施行日を、所轄庁の認証を得た日（空欄）とする。

(4)第4号議案 役員選任の件

現任理事 19 名、監事 2 名の任期満了に伴い、理事数を 1 名増の 20 名とし、監事 2 名を選任いただきたい。退任理事は中村年春副理事長、新任理事は個人正会員の松岡（長見）万里野さん、宮城朗さんの 2 名です。

～新任役員名簿は総会後の第 1 回理事会で互選された役職名もあわせ、末尾に掲載いたします～

2. 議案の質疑

第 1 号議案・第 2 号議案については質疑がなく、第 3 号議案、第 4 号議案についても質疑はありませんでした。

3. 議案の採決

議長より、13 時 45 分現在、表決権総数 148 個中 124 個が出席し、定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入りました。

採決結果は以下のとおりです。

- 第 1 号議案は、挙手賛成多数、書面表決 66 個のうち、賛成が 66 個、あわせて出席総表決権数の過半数を超えており、定款第 32 条に基づき可決・承認されました。
- 第 2 号議案は、挙手賛成多数、書面表決 66 個のうち、賛成が 66 個、あわせて出席総表決権数の過半数を超えており、定款第 32 条に基づき可決、承認されました。

- 第3号議案は、挙手賛成多数、書面表決 66 個のうち、賛成が 66 個、あわせて出席総表決権数の 3 分の 2 を超えており、定款第 60 条に基づき可決・承認されました。
- 第4号議案は、挙手賛成多数、書面表決 66 個のうち、賛成が 66 個、あわせて出席総表決権数の過半数を超えており、定款第 32 条に基づき可決・承認されました。なお、選任された役員全員が、その場で就任を承諾する旨の意思表示を行いました。



圧倒的多数の賛成で議案を可決承認

4. 報告事項の報告と質疑

磯辺浩一専務理事より、資料に基づき、2012 年度事業計画及び 2012 年度予算について報告が行われました。報告の概要は以下のとおりです。

(1)2012 年度事業計画

2012 年度は、2012 年臨時国会で可決成立が期待される集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、同制度実現のための取り組みを消費者団体と連携して積極的にすすめるとともに、同制度の活用準備を本格的にすすめます。また、引き続き差止請求関係業務を確実にすすめます。

- 課題 1 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を実現し、同制度を活用するための準備を本格的にすすめるとともに、財政基盤の強化をはかります。
- 課題 2 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進します。
- 課題 3 政策提言活動をすすめます。
- 課題 4 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度と消費者機構日本への理解と支持を広げます。
- 課題 5 その他（定款変更、公開学習会、消費者志向経営セミナー、適格消費者団体連絡協議会）。

(2)2012 年度予算

経常収入全体は、会費収入をほぼ 2011 年度実績並みと固く見込み、消費者支援基金の助成金を見込まず、2011 年度実績比 83.5%、16,405 千円とします。

経常支出全体は、「差止請求権を行使する事業等」を、新規 2 件の差止請求訴訟を見込んで 2011 年度実績比 373.7%と大幅に増額し、管理費を削減して 2011 年度実績比 101.3%、16,198 千円とします。

この結果、経常収支差額は 2011 年度実績比 13.3%、207 千円となります。

2012 年度事業計画に関連して、「適格消費者団体が差止請求関連事業を推進する上で、行政機関や独立行政法人が持っている情報に直接アクセスし、自ら情報を分析し問題指摘することが、新しい訴訟制度を活用するためにも求められている。少なくとも PIO - NET 情報に直接アクセスできるようにする取り組みを強力に推進すべきだ。」「消費生活に関する専門的な知識経験を有する者として現在は 3 つの資格が施行規則に明記されているが、これについて消費者庁と国民生活センターとの統合問題に関連して、新たな上位の資格を作ろうという議論が進行している。これは消費者機構日本にとっても無関心ではられない大問題だ。消費者機構日本としても、何らかの発言をしてもらいたい。」との 2 つの意見・要請が出されました。理事会側からは、これらの意見・要請へのこれまでの取り組み状況や考え方などについて補足説明があり、いずれについても「ご指摘を受け止め、今後の進め方等については理事会で改めて検討をしていきたい」との議長まとめがなされました。

5. 議長の退任及び閉会挨拶

以上の議事終了後、議長より退任挨拶があり、最後に、阿南 久理事から閉会挨拶がなされ、本総会を終了しました。

(補足)消費者機構日本の新役員体制

消費者機構日本第8回通常総会で選任され、その後に開催された第1回理事会において互選された消費者機構日本の新役員体制は以下の通りです。

2012年6月2日現在

役職	氏名	所属・役職	備考
会長	青山 侑	明治大学公共政策大学院教授 元東京都副知事	
理事長	芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会 専務理事	
副理事長	狩野 拓夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 副会長	
副理事長	松岡万里野 (長見)	(財)日本消費者協会 会長	新任
副理事長	阿南 久	全国消費者団体連絡会 事務局長	
副理事長	佐々木幸孝	弁護士	副理事長に 新任
常任理事	中野 和子	弁護士	
常任理事	唯根 妙子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事	
常任理事	佐伯美智子	(財)日本消費者協会 専務理事	
専務理事	磯辺 浩一	消費者機構日本 事務局	
理事	伊藤 健一	(財)日本消費者協会 事務局長	
理事	岩田 修	弁護士	
理事	大谷 聖子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者相談室 副室長	
理事	大富 直輝	司法書士	
理事	後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科 教授	
理事	瀬戸 和宏	弁護士	
理事	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長	
理事	宮城 朗	弁護士	新任
理事	矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター 事務局長	
理事	山内 明子	日本生活協同組合連合会 執行役員組織推進本部長	
監事	稲村 厚	司法書士	
監事	伊野瀬十三	東京都生活協同組合連合会 会長理事	

総会記念シンポジウム『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。』開催報告

消費者機構日本は、第8回通常総会を6月2日（土）に開催いたしました。総会では、2011年度の事業報告・決算ならびに定款の一部変更をご承認いただくとともに、任期満了にともなう役員改選を行いました。また、2012年度は、着実に差止請求関係業務を展開しつつ、速やかな可決成立が期待される「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の実現に向けた取組みを、多くの消費者団体と連携して積極的に展開し、併せて、同制度の活用準備を本格的にすすめていくことを確認しあいました。

そして、第8回通常総会后に総会記念シンポジウム『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。』を開催しました。

このシンポジウムは、同制度の立法を担当されている消費者庁消費者制度課の加納克利企画官をお招きし、昨年12月に公表された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に基づいて制度の概要をご説明いただくとともに、会場からの質問やご意見をもとに、より実効性ある制度とするための課題は何かをともに考えあうことを目的に開催したものです。

以下に、シンポジウムの概要と「質疑応答」での意見交換の概要についてご報告いたします。

1. シンポジウムの概要

1. 日時	2012年6月2日（土）	15時00分～17時00分
2. 会場	弘済会館 4階「蘭」	
3. 参加者	55名（事務局を含む）	
4. テーマ	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。	
5. 参加費	無料	
6. シンポジウム次第		
【開会挨拶】	消費者機構日本 会長 青山 侑	
【総会報告】	消費者機構日本 理事長 芳賀唯史 新任副理事長のご挨拶（注）	
【講演】	「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子について」（注） 消費者庁 消費者制度課 企画官 加納克利 氏	
【報告】	『「骨子」』についての適格消費者団体連名意見書について」（注） 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一	
【質疑応答】	司会 弁護士 本間紀子 氏	
【閉会挨拶】	消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一	

（注）

- 新任の松岡（長見）万里野副理事長、佐々木幸孝副理事長がご挨拶いたしました。
- 加納企画官からは、昨年12月に公表された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」本文も参照しながら、主として「ポンチ絵」に基づいて、制度創設の背景・目的、制度の概要、ポイント（訴訟を担う主体、対象となる権利、消費者への通知・公告、簡易な手続など）を詳しく且つ簡潔にご説明いただくとともに、「骨子」へのパブリックコメントで出された特徴的な意見などもご紹介いただきました。
- 当機構の磯辺からは、制度をより実効性あるものとするために、本年2月に適格消費者団体9団体の連名で衆参両院の関係議員宛に提出した『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度』創

設に向けての国会審議についてのご要請」に基づき、適格消費者団体の問題意識や要望事項について10項目を紹介しました。



開会挨拶する青山 侑会長



総会報告をする芳賀理事長



ご講演する消費者庁：加納企画官

2. 「質疑応答」での意見交換の概要



司会の本間弁護士と回答する加納企画官

「質疑応答」では、会場から出された意見・質問書等を司会の本間弁護士がとりまとめ、それぞれについて加納企画官からご回答（補足説明）をいただく形で意見交換が行われました。

主な意見交換の概要は以下のとおりです。（以下、枠内のQが会場からの質問で、枠外のAが加納企画官の回答となります）

Q. 立法作業について特に調整が難航している論点はどこなのか。

A. この制度創設については、消費者庁設置法附則で関連法の施行から3年を目途に措置を講ずることとされている。今年9月には3年を迎えるので、この間、法案作成に向けて鋭意努力をしてきた。しかし、ご指摘のようにまだ法案提出には至っていない。一つには、二段階型訴訟制度は我が国で初めての制度であり、訴えの提起から判決の確定、強制執行まで、訴訟制度として運用可能なものとなっているか、慎重に検証しながら立法作業をしなければならないということがある。もう一つは、消費者・事業者の双方から受け入れてもらえる制度とするために、パブリックコメントで寄せられた意見は謙虚に受け止める必要があり、合理的な制度設計について検討しているところである。

Q. 消費者契約法施行規則では、消費者問題の専門家として消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員の3つが明記されています。政府方針により国民生活センターが国の機関へ移管された場合、「規則」のこの部分の記載内容はどのようになるのでしょうか。

Q. 特定適格消費者団体の認定要件について、適格消費者団体は連名で「新たな業務を担うことに伴う必要最小限のものとする」ことを求めているが、この点について、どのように考えておられるか。

A. 最初の質問だが、消費者契約法では適格消費者団体の要件として消費者問題の専門家が関与していることを定め、その専門家としてご指摘の3つの資格を施行規則において定めている。この資格については、今まさに消費者庁において検討中のことであり、現時点で確たる方向が出されていない。適格消費者団体に消費者問題の専門家がいることを必要としている趣旨は、差止請求権の行使に関し検討するに当たって、消費者問題の観点から意見を述べてもらうためである。今

後、この制度における「消費者問題の専門家」についての検討では、専門家には多種多様なものがあるところをご指摘を踏まえつつ、きちんと検討して参りたい。

次に、特定適格消費者団体の認定要件だが、あまり過重な要件を課すと担い手がなくなるという消費者団体の指摘はそのとおりだと思うが、他方、制度を安定的に運用する観点からは、一定の要件の付加は必要であり、このバランスをどうとるかの問題である。具体的には、弁護士を理事として必ず入れるとか、それなりの組織体制を備えるなどの要件の付加を検討している。

Q. 一段階目の訴訟において、被害者である消費者と特定適格消費者団体との関係はどうなるのでしょうか。一段階目の訴訟においても、被害の認定のために具体的な被害事実の検討が不可欠であると思いますが、被害事例に係わる個々の消費者と特定適格消費者団体との関係は、委任等の関係になるのか、単に事例の提供等になるのかがよく判りません。それとの関係で、骨子の4頁「参加」で「消費者は、共通争点の確認の訴えに係る訴訟に参加することができないこととする。」と記載されていますが、これについてもう少し説明をお願いします。

A. 後者の質問から答えたい。骨子4頁に書いてあることは、一段階目の手続は特定適格消費者団体が主体となって共通争点について訴訟を進行するわけだが、ここに個々の消費者が入ると個別事情が入り込んで一段階目の手続が非常に重くなる可能性があるため、個別消費者は一段階目の手続には参加はできないとしている。

次に、一段階目の手続における消費者と特定適格消費者団体との関係だが、当該適格消費者団体と消費者の合意内容によると考えている。例えば、消費者が適格消費者団体に早い時期に情報提供を行うことは、現行の差止請求訴訟でもそうだが、ありうることだ。その際に、二段階目の手続に入ったら委任をしますという約定を取り交わすことはあっても良いが、実際問題としては、一段階目で勝訴してから二段階目の手続の委任をすることになるのではないかと思う。とはいえ、一段階目で委任契約を結ぶことは絶対駄目だというわけではない。

Q. 消費者団体から被害消費者への通知などのアプローチによって消費者のプライバシーが侵害されることはないか。消費者への通知は必要的なものになるのか。事案によって、裁判所の裁量の余地があるのか。

A. 「通知」の際のプライバシー問題は確かにあるが、消費者にとって被害回復の手続きを与えるメリットのほうがはるかに大きいはずであり、適格消費者団体にも個人情報の保護に関する一定の行為規制をかけることにしており、それとのセットで通知・公告はしっかりやるのがよいと考えている。

Q. 既に和解した消費者は二段階目の手続に参加できるのか。

Q. 関連して、適格消費者団体連名の意見書で「一段階目の和解の手続・規律等についてガイドライン等でより明確にさせていただくことを求めます」との要望についてはどのようにお考えか。

A. 既に和解した消費者が二段階目の手続に参加できるかどうかは、既に和解をした内容如何にかかっている。その和解が今後一切事業者に対して請求はしないという一筆を入れているということであれば、これによって自らの権利は確定してしまっているため、二段階目の手続には参加できないことになる。

一段階目の和解については難しい問題もある。重要なことは、消費者のためになる和解にしなければならないということだが、いわば和解は妥協の産物であり、どこまで妥協したら問題なのか、中途半端な和解というのはどんなものなのかなど、不適正な和解をどのように規律するかという難しさがある。現行の差止請求訴訟でも事前に適格消費者団体相互で通知しあうという規定を設けているが、この制度においても何らかの規律は必要であると考えており、差止請求のスキームなども参考にして検討していきたい。

適格消費者団体のホームページより<5月19日～6月 29 日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本の他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただくこととしました。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 ホームページアドレス	テーマ リンク先
消費者支援ネット北海道 http://www.e-hocnet.info/index.php	6/1 株式会社グランビスタホテル&リゾートの宴会約款及び貸衣装契約の取消料に関する申入れを終了します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=202 6/1 携帯電話会社3社に対し、携帯電話利用契約の名義貸しに関する要望書を送付しその回答書を受領しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=203 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=204
埼玉消費者被害をなくす会 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	6/18 2011年度 事業者へ是正を求める取り組みの報告 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/120618_01.html
消費者機構日本 http://www.coj.gr.jp/	6/14 <ペットファースト(株)(犬・猫の販売事業者)>犬・猫の「販売契約書」の是正協議を終了しました! http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120614_01.html
全国消費生活相談員協会 http://www.zenso.or.jp/index.html	この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、下記の同協会消費者団体訴訟室のページをご覧ください。 http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire.html
あいち消費者被害防止ネットワーク http://www.a-c-net.com/	この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、下記の「事業者に対する是正申入活動」のページをご覧ください。 http://www.a-c-net.com/topics/zesei.html
京都消費者契約ネットワーク http://kccn.jp/index.html	結婚式場事業者に対し、使用している契約書の送付依頼をしましたが、送付のなかった事業者を当HPで公表します。 http://kccn.jp/torikumi3.html
消費者支援機構関西 http://www.kc-s.or.jp/	6/13 ペニーオークションとしてダイヤモンドオークションを運営する、(株)和来より「再申入書 兼 再お問い合わせ」に対する回答を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2011/1228.html 6/13 民間賃貸住宅業者の(株)レオパレス21より「マンスリー定期借家契約書」の契約条項について「再申し入れ書」に対する「ご回答」を受領しました。 6/13 賃貸住宅事業者の(株)明来に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の第4回期日が終了しました。

	<p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2009/1008.html</p> <p>6/13 家賃債務保証会社の日本セーフティー（株）に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の第4回期日が終了しました。</p> <p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2010/0122.html</p> <p>6/29 西日本電信電話（株）（NTT 西日本）が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社より「再要請及び再々お問い合わせ」に対する「ご回答」を受領しました。</p> <p>http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2012/0227.html</p>
<p>ひょうご消費者ネット</p> <p>http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>6/18 大阪ガスセキュリティサービス株式会社に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書（訴訟前の差止請求書面）を送付しました。</p> <p>http://hyogo-c-net.com/overture.html#120618</p>
<p>消費者ネット広島</p> <p>http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>この期に公表された情報はございません。</p> <p>これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>大分県消費者問題ネットワーク</p> <p>http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>この期に公表された情報はございません。</p> <p>これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>